

# 高圧ガス保安法実務マニュアル

## ( 容器等関係編 )

容器保安規則に係る申請等に適用する。

### < 目次 >

	頁
I 充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更 .....	1
II 特別充てん許可申請 .....	2
III 容器検査所関係	
III-1 容器検査所の登録（登録更新） .....	3
III-2 検査主任者届 .....	5
III-3 容器検査所廃止届 .....	5
◎ 様 式 .....	6

平成 2 6 年 1 1 月

福島県生活環境部県民安全総室消防保安課

## I 充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更

容器の所有者が、充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更をしようとする際、法第54条第1項に基づいて知事等に申請を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

- 1 提出時期 随時 ※標準事務処理日数【15日】（補正日数、祝・休日等を含まない。）
- 2 提出先 刻印等の種類及び容器の大きさによって、次のようになります。

刻印等の実施者	申請書提出先
高圧ガス保安協会	高圧ガス保安協会
指定容器検査機関	指定容器検査機関
自主検査刻印等	
①内容積が500ℓを超える容器 ②内容積500ℓ以下の鉄道車両に固定する容器	関東東北産業保安監督部東北支部 （容器の所在場所を管轄する産業保安監督部に申請することになります。）
内容積が500ℓ以下の容器（鉄道車両に固定するものを除く。）	福島県生活環境部県民安全総室消防保安課 （容器の所在場所を管轄する都道府県に申請することになります。）

### 3 申請手数料

（福島県に申請する場合） 申請書正本に所定の手数料額の「福島県収入証紙」を貼付すること。

（その他の場合） 関東東北産業保安監督部東北支部、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関の指示に従ってください。

### 4 提出部数 正本1部

### 5 提出書類一覧

高圧ガスの種類又は圧力変更申請書（様式1）のほか、次のような書類が必要になります。

なお、関東東北産業保安監督部東北支部、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関に申請する場合には、申請先の指示に従ってください。

No	必要となる書類	備考
1	委任状	容器所有者以外の者が手続きをするとき [様式2の例による]
2	高圧ガス容器変更内容明細書	[様式3の例による]
3	容器の性能に関する資料	[様式4の例による]
4	容器の打刻内容の拓本等	[様式5の例による]

## II 特別充てん許可申請

高圧ガスを容器に充てんする場合、法第48条第1項、第2項及び第4項に適合していなければなりません。法第48条第5項に基づいて知事等に特別充てん許可申請を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

- 1 提出時期 随時 ※標準事務処理日数【25日】（補正日数、祝・休日等を含まない。）
- 2 提出先 容器の大きさによって、次のようになります。

容器の大きさ	申請書提出先
①内容積が500ℓを超える容器 ②内容積500ℓ以下の鉄道車両に固定する容器	関東東北産業保安監督部東北支部 （充てんする事業所の所在地を管轄する産業保安監督部に申請することになります。）
内容積が500ℓ以下の容器（鉄道車両に固定するものを除く。）	福島県生活環境部県民安全総室消防保安課 （充てんする事業所を管轄する都道府県に申請することになります。）

- 3 申請手数料 無料
- 4 提出部数 正本2部（1部は、申請者への返戻用になります。）
- 5 提出書類一覧

特別充てん許可申請書（様式6）のほか、次のような書類が必要になります。

なお、関東東北産業保安監督部東北支部に申請する場合にあつては関東東北産業保安監督部東北支部の指示に従ってください。

No	必要となる書類	備考
1	特別充てんが必要になること 理由を確認するための資料	何故特別充てん許可が必要になるか、 例えば、 1. 保税扱いの高圧ガス容器への特別充てん 2. 液化フルオロカーボンに係る特別充てん 3. 高圧ガスを輸出するにあたって輸出先の国内法をクリアするための特別充てん 4. その他 などの理由に従って、具体的な内容を示す書類
2	特別充てんしても安全であることを 確認するための資料	例えば、容器の来歴、強度計算書、腐食、その他の劣化程度を示す資料、耐圧試験成績書、気密試験成績書

## 6 留意事項

特別充てんの許可には、必ず許可条件を示しますので、その条件に従って充てん等を行ってください。

### Ⅲ 容器検査所関係

#### Ⅲ-1 容器検査所の登録（登録更新）

容器検査所の登録又は登録更新をしようとする者が、法第49条第1項（更新にあつては法第50条第1項）に基づいて知事に申請を行うときに必要な手続きは、次のとおりであります。

1 申請単位 容器検査所ごとに行うこと。

2 提出時期

（新規登録） 業務を開始しようとする日（工事が伴う場合には、工事に着手する日）の15日前までに行うこと。

（更新登録） 登録期限の切れる15日前までに行うこと。

3 提出先 福島県生活環境部県民安全総室消防保安課

4 申請手数料 申請書正本に所定の手数料額の「福島県収入証紙」を貼付すること。

5 提出部数 正本2部（1部は申請者への返戻用となります。）

6 申請にあたっての留意事項

容器検査所登録申請書（様式7）又は容器検査所登録更新申請書（様式8）のほか、次のような書類が必要になります。

No.	必要となる書類	備考
1	申請書の適格性を確認する書類等	
(1)	委任状	代表者以外の者が申請手続きをするとき [様式2の例による]
(2)	登記事項証明書	法人の場合
(4)	代表者の住民票	市区町村長発行 個人の場合
2	検査設備明細書	[様式9]
3	検査設備明細書に添付して必要になる書類	
(1)	容器再検査の工程	
(2)	事業所平面図	事業所の付近の状況を含めて記載のこと
(3)	容器検査設備の配置図	

No.	必要となる書類	備考
(4)	容器再検査設備の仕様書、構造図等	1 超低温容器以外の容器再検査設備 圧力計、膨張計、はかり、水槽、錆落とし設備、洗浄設備、乾燥設備、内部照明検査設備、その他の設備（バルブ脱着器、底部測定器、塗装設備等）等  2 超低温容器の容器再検査設備 気密試験設備（圧力計）、断熱性能試験設備（重さ計、流量計）、その他の設備（塗装設備等）
(5)	残ガス回収のための設備の仕様書、構造図等	可燃性ガス及び毒性ガスの容器再検査を行う容器検査所の場合
(6)	容器再検査合否判定基準	
(7)	附属品再検査工程	附属品再検査を行う容器検査所の場合 以下(8)、(9)項において同じ
(8)	附属品再検査設備の仕様書、構造図等	気密試験、性能検査のための設備
(9)	附属品再検査合否判定基準	
(10)	容器検査所登録マーク（刻印）	使用するマーク（刻印）の拓本等
4	容器検査所登録票	登録更新の申請にあっては、現容器検査所登録票（「法的には、交付を受けた日から5年を経過したとき」となっていますが、申請時に添付してください）

注1) 第一種製造者等の許可を受けている事業所に係る登録申請をしようとする場合には、添付書類のうち、「1 申請者の適格性を確認する書類（委任状を除く。）」は省略することができます。

注2) 登録更新の申請の場合において、登録時と役員の変更が無いときは、添付書類のうち「1 申請者の適格性を確認する書類（委任状を除く。）」は省略することができます。

注3) 検査設備等に変更が無い部分については、「2 検査設備明細書」の中の該当事項に『（前回登録時と変更 あり・なし）』と記載して、その添付書類のうち、「(4) 容器再検査設備の仕様書、構造図等」、「(5) 残ガス回収のための設備の仕様書、構造図等」及び「(8) 附属品再検査合の仕様書、構造図等」は省略することができます。

注4) アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器（以下、「スクーバ用容器」という。）の概ね一年毎に行う容器再検査（ネジ部目視）だけを実施する容器検査所の登録は可能ですが、概ね5年毎のスクーバ用容器の容器再検査を行う容器検査所の登録はできません。

### Ⅲ-2 検査主任者届

容器検査所の登録を受けた者が、検査主任者を選任又は変更に伴い選・解任し、法第52条第2項に基づいて知事に届出を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

- 1 届出単位 容器検査所ごとに行うこと。
- 2 提出時期 (新規選任) 検査業務開始予定日の15日前までに行うこと。  
(変更選解任) 変更が生じたときに遅滞なく行うこと。
- 3 提出先 福島県生活環境部県民安全総室消防保安課
- 4 提出部数 正本2部(1部は届出者への返戻用となります。)
- 5 提出書類一覧

検査主任者届書(様式10)のほか、検査主任者になれる資格は次のとおりですので、資格区分に応じた書類を添付すること。

No	検査主任者の選任資格区分	必要書類
1	製造保安責任者免状取得者	製造保安責任者免状の写し
2	大学、高等専門学校において、化学、物理学又は工学に関する課程を修めて卒業した者であって、1年以上の実務経験者	経歴書・履歴書
3	高等学校において、工業に関する課程を修めて卒業した者であって、2年以上の実務経験者	経歴書・履歴書
4	容器、附属品の製造の作業又は検査の実務について、3年以上の経験者	経歴書・履歴書

### Ⅲ-3 容器検査所廃止届

容器検査所の登録を受けている者が、容器検査の業務を廃止したとき、法第56条の2に基づいて知事に届出を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

- 1 届出単位 容器検査所ごとに行うこと。
- 2 提出時期 廃止後遅滞なく行うこと。
- 3 提出先 福島県生活環境部県民安全総室消防保安課
- 4 提出部数 正本1部
- 5 提出書類 容器検査所廃止届書(様式11)に、容器検査所登録票を添付してください。